

## 園芸施設共済

年	主な制度改正・災害等
昭和43年	共済適用に関する調査研究
昭和44年	施設園芸保険調査(昭和44年から昭和46年)
昭和48年	園芸施設共済調査
	園芸施設共済に関する臨時措置法公布
昭和49年	園芸施設共済の試験実施開始
	本県は3組合等で実施
昭和54年	園芸施設共済の本格実施開始
	本県は28組合等で実施
昭和56年	農業災害補償法施行規則の一部改正
	少額損害不てん補額を1万円から3万円へ引上げ
昭和60年	農業災害補償法の一部改正
	病虫害事故除外方式の導入
昭和61年	共済責任期間を6月以上から4月以上に変更
平成 3年	台風19号(新潟地方気象台最大瞬間風速45.5 <sup>メートル</sup> /秒、観測史上最大)
	共済金1億8千万円、金額被害率4.9%(過去最高)
平成 5年	農業災害補償法の一部改正
	共済目的に雨よけ施設等を追加
	組合の手持共済責任を1割から2割に拡大
	施設内農作物価額算定率を作物区分ごとに設定
平成10年	集中豪雨(新潟市の日降水量265mm)、台風5号、7号、10号等
	支払共済金1億8千万円、金額被害率2.8%
平成11年	農業災害補償法の一部改正
	責任分担方式の見直し(年間超過損害歩合再保険方式の導入)
	施設区分プラスチックハウスⅣ類(鉄骨中)の細分化
平成15年	農業災害補償法施行規則の一部改正
	特定園芸施設撤去費用の補償方式の導入(対象はガラス室及び鉄骨ハウス)
	共済目的に多目的ネットハウスを追加
	共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額引き上げ
平成16年	事務取扱要領の一部改正
	共済規程の共済責任期間を4月以上から2月以上に変更し、水稻育苗施設が引受対象に
	7.13中越水害、相次ぐ台風(第6、15、16、18、21号)等 支払共済金1億9千万円、金額被害率2.6%
平成21年	10月の台風18号(新潟地方気象台最大瞬間風速22.3 <sup>メートル</sup> /秒)、12月の記録的な豪雪等
	支払共済金1億3千万円、金額被害率1.8%
平成24年	4月の爆弾低気圧(佐渡市最大瞬間風速43.5 <sup>メートル</sup> /秒)
	支払共済金2億4千万円(過去最高)、金額被害率3.1%
平成26年	農業災害補償法施行規則の一部改正
	耐用年数及び時価現行率の見直し
	特定園芸施設及び附帯施設に係る園芸施設復旧費用の補償の導入
	特定園芸施設撤去費用の対象施設区分の拡充(パイプハウス等)
平成30年	1月、2月の記録的な豪雪
	3月の爆弾低気圧(新潟地方気象台最大瞬間風速31.3 <sup>メートル</sup> /秒)
	農業保険法施行
平成31年	未被覆期間を共済責任期間としない短期引受の廃止
	小損害不填補基準の見直し
	共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引き上げ
	令和元年
令和元年	小損害不填補基準額の追加